

施策の柱 1 食の安全の確保**基本施策 1 食品衛生対策の推進****個別施策 1 生産・流通段階における食の安全の確保****(1) 農薬の適正使用の啓発や環境保全型農業の推進【緑政土木局】**

安全な農産物の生産を推進するため、生産者に対して、農薬など薬剤の適正使用の啓発や環境保全型農業の推進を行います。



農薬の適正使用講習会の様子

(2) 家畜伝染病の発生予防、まん延防止【緑政土木局】

家畜伝染病の発生の予防及びまん延を防止するため、防疫対策マニュアルを更新するとともに庁内の関係課と発生を想定した訓練を実施します。



家畜飼育の様子

(3) 中央卸売市場における食の安全の確保【経済局・健康福祉局】

食の流通拠点である中央卸売市場において、安全な生鮮食品の供給を確保します。品質管理の向上のために、有蓋化範囲の拡大*や温度管理機能の充実を図っていくとともに、市場内関係者による食の安全・安心に関する連絡会議などを開催して、情報交換や勉強会などを行います。また、各市場に設置された衛生検査所が食品衛生の監視指導及び検査を行い、食の安全・安心の確保を担保します。

※屋根等の設置範囲拡大を実施予定。

名古屋市中央卸売市場		
本 場	熱田区	青果 水産物
北部市場	西春日井郡 豊山町	青果 水産物
南部市場	港区	食肉



名古屋市中央卸売市場（本場）



細菌検査の様子

名古屋市南部と畜場について

食肉を扱う名古屋市南部市場には食用にする目的で牛、豚をと畜解体するため名古屋市南部と畜場が併設されています。衛生的なと畜を行うとともに、と畜検査員が1頭ごとに検査を行い、食用に不適な病気の家畜や病変部位を排除して食肉の安全を確保しています。



と畜検査の様子

個別施策2 製造・加工・調理・販売段階における食の安全の確保**(1) 食品等事業者への監視指導及び食品等の検査の実施【健康福祉局】**

食中毒の発生防止や違反食品等の排除、施設の衛生管理の向上を図るため、「名古屋市食品衛生監視指導計画」に基づき、製造・加工・調理・販売に至るまで、各段階の食品関係施設への監視指導や食品の抜き取り検査を実施します。

抜き取り検査は、市内で製造される食品や流通する食品（輸入食品を含む）を対象に、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び衛生研究所において実施し、違反食品等を発見した場合には、原因施設に対する措置や再発防止の指導を行います。



食品衛生監視員による監視指導



理化学検査の様子

食品衛生監視指導計画とは？

食品衛生法第24条第1項に基づき毎年策定する計画（単年度計画）で、監視指導等の事業を重点的かつ効果的に実施するために策定し、公表するもの。

○名古屋市が実施している主な食品検査**[微生物の検査]**

健康被害を起こし食中毒の原因となる病原微生物や施設の衛生状態を示す一般細菌数等の検査を実施します。

[残留農薬及び残留動物用医薬品に関する検査]

野菜果物等の農産物に加えて冷凍食品等の加工食品について残留農薬の検査を、牛や豚などの畜産物に加えて養殖水産食品について残留動物用医薬品の検査を実施します。

[食品添加物の検査]

食品添加物の使用基準が遵守されているか確認するために、市内で製造又は流通する食品を対象に検査を実施します。また、食品添加物表示が適正にされているか検査により確認します。

[アレルギー物質を含む食品の検査]

アレルギー表示の欠落は、食物アレルギー患者の健康危害の発生に結びつくため、市内で製造又は流通する食品を対象に収去検査することで、適正表示を確認します。

[遺伝子組換え食品の検査]

遺伝子組換え技術による農産物やそれを原料とした加工食品について検査を実施します。

[輸入食品に対する検査]

輸入食品取扱施設に立入り、違反や流通状況などを考慮し監視指導と収去を実施することで違反食品の発見排除に努めます。

[放射性物質の検査]

放射性物質による食品の汚染について、市内に流通する食品を対象に検査を実施します。

(2) 食中毒防止対策の推進【健康福祉局】

成果指標として挙げている食中毒の発生を未然に防止するため、特にカンピロバクターやノロウイルスなどを原因とする食中毒の発生状況や事例等をふまえ、対象施設や取扱う食品の特性など食中毒の発生リスクに応じた重点的、効果的な監視指導を実施します。

(3) 学校給食における安全・安心の確保【教育委員会】

給食の安全確保に向け、文部科学省の定める「学校給食衛生管理基準」を始めとした各種衛生基準に基づき、施設・設備、食品等は衛生的に取扱うとともに、食材の検収、検食、調理従事者への研修、食材や器具の衛生検査等を実施します。また、食材の産地、放射性物質の検査結果、食物アレルギー等に関する情報を公表します。小学校給食の調理委託をするにあたっては、受託する事業者の学校給食に係る知識・技能を総合的に評価し、委託後も、調理従事者への研修や衛生検査を行い

ます。中学校スクールランチにおいては、衛生に関する専門的な知識を有した指導員を設置し、衛生検査や食材のチェックを行います。

（４）社会福祉施設などの給食の安全の確保【健康福祉局・子ども青少年局】

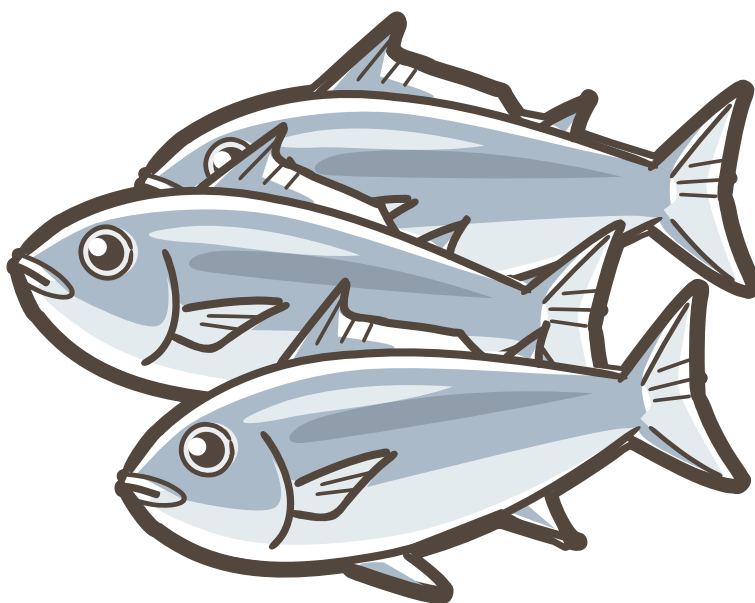
抵抗力の弱い幼児や高齢者などが集団生活を行っている社会福祉施設などにおいて、食中毒防止を図るため、国が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた施設の衛生管理、調理従事者の健康管理や研修を実施します。

（５）健康食品の医薬品成分検査及び指導【健康福祉局】

いわゆる健康食品による健康被害を防止するため、医薬品成分を含有する疑いがある健康食品の成分検査を実施します。また、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品の広告に対して指導を行います。

（６）廃棄処理の適正な処理の確認【環境局】

食品残渣を扱う廃棄物処理業者に対して、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理状況など、廃棄食品の適正な処理を確認するために、立入検査を行います。



個別施策3 適正な食品表示の推進【健康福祉局】

事業者に対し、食品表示法に基づく表示が適正に実施されるよう監視、指導を行います。また、必要に応じて、国や他自治体などの関係機関と連携して調査、指導を行います。

食品表示とは？

食品の表示は、消費者が食品を選択するためや、食品の内容について正しく理解し、食べる際の安全性を確保するために重要な情報源です。また、食品による健康被害が起こった際には、行政機関が原因調査を行う時の大切な情報源ともなります。そのため、事業者は食品に関する情報を正確に表示しなければなりません。食品の表示ルールは、食品表示法をはじめとするさまざまな法律で定められています。

法律の名称	表示の目的
食品表示法	・ 飲食に起因する衛生上の危害発生防止 【賞味(消費)期限、保存方法、アレルギー物質、食品添加物 など】 ・ 品質に関する適正表示と消費者の商品選択 【原材料、原産地 など】 ・ 健康の保持増進 【栄養成分の量及び熱量 など】
不当景品類 及び不当表示防止法 (景品表示法)	消費者に誤認される不当な表示の禁止
計量法	内容量等の表示
食品衛生法	食品衛生上の危害を及ぼすおそれのある虚偽誇大表示の禁止
健康増進法	健康の保持増進の効果等について虚偽誇大表示の禁止
医薬品、医療機器等の 品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律 (医薬品医療機器等法)	医薬品的な効能効果の表示の禁止

基本施策2 事業者自らが実施する衛生管理の推進

個別施策4

HACCPに沿った衛生管理の定着の推進【経済局・健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会】

重点

関係各局が連携して、流通から製造・加工・調理・販売の各段階におけるHACCPに沿った衛生管理の確実な実施を推進します。

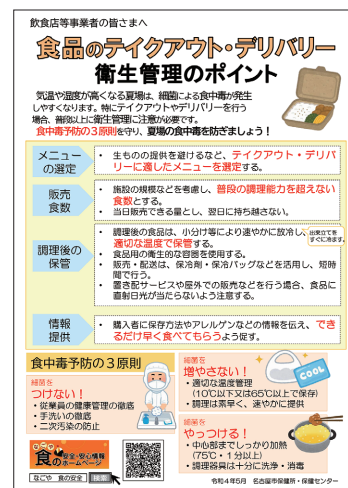
特に、事業者がHACCPに沿った衛生管理を継続的かつ適切に運用できるようにするため、実施状況に応じた指導・助言を行うとともに、定着に向けた支援を行います。

また、営業施設において衛生管理の中心的な役割を担う「食品衛生責任者」に対し、食品衛生に関する最新の知見を習得してもらうための講習会を開催します。

個別施策5

多様化する食品の流通、提供形態に応じた支援【健康福祉局】

事業者に対し、食品の流通、提供形態や、食品の特性に応じた適切な衛生管理を実施してもらうため、定期的な監視での必要な指導・助言、講習会を通じた情報提供などの支援を行います。



支援に関する資料の一例

基本施策3 緊急時を想定した対策

個別施策6 危機管理体制の整備【健康福祉局】

(1) 食中毒等健康被害発生時の対応

食中毒などの健康被害が発生した場合は、保健所長を中心とした体制により調査や検査等を迅速に実施し、原因究明や被害拡大防止を図ります。

市内で大規模な食中毒等が発生した場合には、食中毒対策本部を設置し対応にあたり、複数自治体にまたがる広域的な食中毒事案が発生した場合には、関係機関により構成される「広域連携協議会」を通じて、調査・検査・情報共有等を行います。

〈食中毒対策本部について〉

500人を超える患者や重症者、死亡者の多発等大規模な食中毒の発生（その疑いがある場合を含む。）時に設置するものです。体制は以下のとおりです。

〔食中毒対策本部〕

本部長	保健所長				
副本部長	健康部長	生活衛生部長	衛生研究所長		
健康福祉局	総務課長	監査課長	保健医療課長	感染症対策課長	
	環境業務課長	食品衛生課長	衛生研究所副所長		

保健センター等では、市民の身近な「食の安全・安心に関する窓口」として苦情・相談を受け付け、緊急を要する際は、原因究明のため、該当食品等の調査や検査などを迅速かつ的確に対応します。

(2) 災害に対する備え

平常時から避難所における食中毒防止対策の周知を図るため、避難所運営の関係者を始めとする市民に対し、リーフレット等を活用した啓発を行います。

災害発生時には、「名古屋市地域防災計画」に基づき、災害発生地域内の食品衛生関係施設への監視指導や、避難所における食品の取扱いに関する指導を行います。

個別施策7 健康危機管理に対応する人材育成【健康福祉局】

食中毒など健康危機発生時に迅速かつ的確な対応や監視指導を行うための各種研修を実施し、食品衛生監視員の技術の向上を図ります。

また、厚生労働省等が主催する各種専門の研修会へ職員を派遣することにより、最新の衛生管理知識等を習得します。

施策の柱2 食の安全への信頼の醸成

基本施策4 食の情報バリアフリーに向けた取り組みの推進

重点

個別施策8 各種媒体を活用した情報発信

(1) 様々な媒体を利用した情報提供【スポーツ市民局・健康福祉局】

市民に対して、市公式ウェブサイトやくらしのほっと通信、SNSなど様々な情報媒体を活用して、食中毒の原因や予防方法、輸入食品や食品添加物などの安全確保の仕組み、事業者が行う衛生管理の取り組みなどの情報を継続的に発信します。

(2) 食品ロス削減に関する適切な情報発信【環境局・健康福祉局】

家庭での食品ロスを削減するため賞味期限・消費期限及び保存方法の正しい理解の促進や、外食時の持ち帰りについて食品衛生上の注意事項に関する情報提供を行います。

(3) 注意喚起情報の発信【健康福祉局】

健康被害の発生のおそれがある食品の流通が確認された時などは、市公式ウェブサイトなどで注意喚起情報を発信します。

また、夏季の食中毒が起こりやすい温度や湿度になったときなど、食中毒の発生が予想される場合には「食中毒警報」を、冬季のノロウイルス食中毒が発生しやすい時期には「ノロウイルス食中毒注意報・警報」

を発表して、市民や食品事業者へ食中毒防止を呼びかけます。

さらにカンピロバクターやノロウイルスなど特に発生件数が多い食中毒については、食中毒防止対策期間を設けて重点的に注意喚起を行います。



食中毒防止対策の啓発資材の一例

個別施策9 市民の学習機会の提供**(1) 消費生活センターにおける講座の開催【スポーツ市民局】**

消費生活センターでは、食に関する身近な題材を取り上げた簡易テストや手作り実習を通じて学ぶ体験型の実習講座などを定期的を開催します。

(2) 卸売市場への消費者理解の促進等【経済局】

市場関係事業者等と連携し、消費者との交流等を通じて、卸売市場についての消費者理解の促進を図るなどの取組みを進めていきます。

(3) 食品安全・安心学習センター事業の実施【健康福祉局】

小中学生期から高齢者までの幅広い世代に対し、中央卸売市場本場内の食品衛生検査所において講習・体験学習等を行うことにより食の安全に関する理解を深めます。

また、食品衛生検査所へ来ていただくことが難しい方々にも、食の安全について学んでいただけるように、所外での出張講座を実施します。



市場内の見学



体験講座

(4) 食育の推進【健康福祉局】

食の安全への信頼を醸成するためには、市民一人ひとりが食に関心を持ち、自ら食育を実践することが重要です。名古屋市食育推進計画に基づき食育を総合的に推進し、市民の食育に対する関心を高め、食の安全に関しても、知識と選択する力を習得し、健全な食生活の実現をめざします。

食育とは？

食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。（食育基本法前文より）



名古屋市食育ウェブサイト なごや食育ひろば
(<https://www.kenko-shokuiku.city.nagoya.jp/>)

（５）食農教育の推進【緑政土木局】

食農教育とは、食料を生産する農業の役割や重要性を理解してもらうために行う様々な教育のことをいいます。小学校への出前講座の実施や、農業センターを始めとする農業公園3公園での食や農業に関する各種講座・体験教室・収穫体験イベント等の開催、朝市や青空市の開催支援を行います。



小学校への出前講座

（６）消費者講習会の開催【健康福祉局】

保健センターなどで講習会を開催し、認知度の低いカンピロバクターなどの食中毒防止に関する情報を提供します。保健センターの両親学級（パパママ教室）や乳幼児健診などでは、妊産婦や乳幼児が注意すべき食品のとり方や取り扱い方など、食の安全・安心に関する啓発事業を行います。

個別施策10

食物アレルギーに関する情報提供

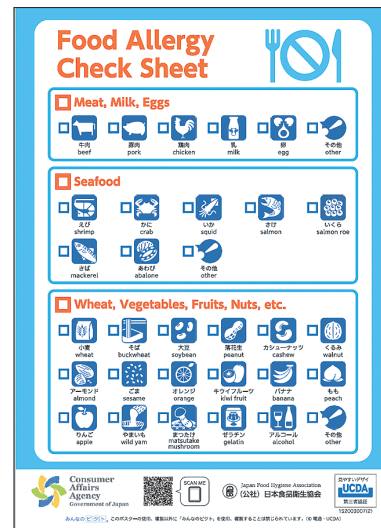
【健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会】

新規

消費者に対し、食物アレルギーに関する食品表示制度や外食等を利用する際の留意点を啓発します。

飲食店等の事業者には、食物アレルギー表示に関する正確な理解を促し、消費者への食物アレルギーの情報提供の取組みの重要性や注意点を広く周知します。必要に応じて、コンタミネーション対策などを、個別施策5「多様化する食品の流通、提供形態に応じた支援」において事業者に指導、助言を行います。

学校、保育所等では、食物アレルギーによる健康被害が発生しないよう適切な措置を講じるとともに、食品取扱者への研修等の機会を確保します。



食物アレルギーに関するリーフレットの一例（消費者庁）

基本施策5 リスクコミュニケーションによる相互理解の促進

個別施策11 関係者間(市民・事業者・行政)による意見交換の推進

(1) 関係者間による意見交換【関係各局】

基本施策4「食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進」で実施される各種事業（双方向で実施される情報発信、学習事業等）において、関係者間で意見交換等が行われるように努め、相互に信頼関係が築かれることを目指します。

(2) 意見交換会の実施【健康福祉局】

食の安全・安心フォーラム、消費者懇談会などにおいて、食の安全について、市民の関心に沿ったテーマなどを取り上げて、消費者、事業者、市の三者が情報と意見を交換する場を設けます。



食の安全・安心フォーラム



意見交換事業の様子

(3) 一日食品衛生監視員の実施【健康福祉局】

消費者から公募した一日食品衛生監視員が、食品衛生検査所の監視員と同行して、名古屋市中心卸売市場本場内の食品販売施設などに対して衛生状態の確認等を行います。その後、市場内の関係事業者、消費者、市の三者が意見交換を行い、衛生の向上を図ります。

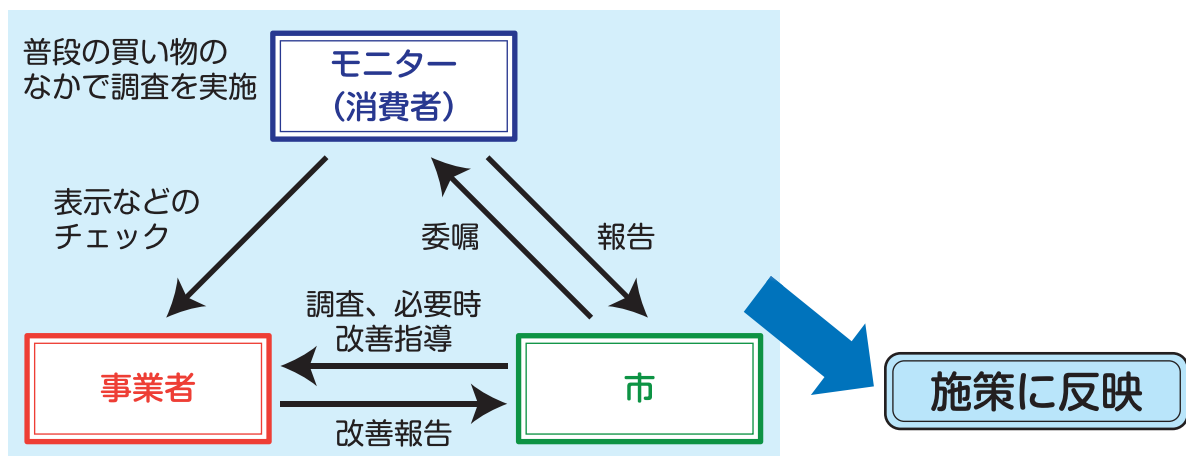


一日食品衛生監視員の様子

個別施策12 市民の意見を反映した施策の実施【健康福祉局】

(1) 食の安全・安心モニター制度の活用

消費者に「食の安全・安心モニター」を委嘱し、食の安全について幅広く情報や意見をいただき、食の安全・安心の確保に関する市の施策に市民の皆様のご意見を反映します。



2) 計画への意見募集

行動計画2028について、推進会議などで実施状況を報告し、意見をいただきます。また、監視指導計画についても、市民からの意見を募集し、計画の策定に役立てていきます。